

平成26年度第5回企業向け人権啓発講座（京都市主催・中小企業庁委託事業）

ハラスメント対策と企業の責任 ～いきいきとした職場を保つために～

参加費無料

内容

職場でのハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷付ける社会的に許されない行為であり、職場環境の悪化、生産性の低下や人材の流出を招き、また、損害賠償請求訴訟に進む場合もあるなど、企業経営に大きな影響を及ぼします。平成24年度のハラスメント等に起因した労災認定件数は過去最多となっており、問題の深刻さは増えています。

今回は、ハラスメントと労災認定や損害賠償裁判例に精通した講師から、ハラスメント対策で企業が持つべき視点と責任等についてお話いただきます。

一人一人が尊重される職場は、仕事に対する意欲を高め、企業に活力をもたらします。いきいきとした職場を保つため、ハラスメント対策について共に考えます。

講演 水島 郁子（大阪大学大学院高等司法研究科教授）

京都大学 法学部 卒業。京都大学人間・環境学研究科修士課程修了。姫路獨協大学法学部講師・同助教授、大阪大学大学院法学研究科助教授・同准教授を経て、平成24年大阪大学大学院高等司法研究科教授、現在に至る。



日時 平成26年9月24日（水）14:30～16:30

会場 京都平安ホテル 白河の間（2階）（上京区烏丸上長者町上ル）

対象者 京都市内に事業所を持つ企業等の経営者層、総務・人事責任者、人権研修推進者等

<交通アクセス>

- 地下鉄烏丸線
「今出川駅」下車
6番出口から
徒歩約7分



御来場は公共交通機関を御利用ください。（駐車場を必要とされる方は事前にお問い合わせください。）

【申込期間 平成26年4月17日（金）～9月17日（水） 先着100名】

裏面の申込書（*ホームページからダウンロード可）を、FAXによりお送りください。

<お問合せ>

京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課（企業啓発担当）

電話（075）366-0322（平日の午前8時45分～午後5時30分）

*ホームページ「京都市：トップページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/> 又は左記名称で検索）」から画面上部「暮らしの情報」→画面左下部「人権・企業啓発」→「企業向け人権啓発講座」を御覧ください。